

(第五部)

第五回 參議院法務委員会議録第二十号

昭和二十四年五月二十二日(月曜日)

委員の異動

五月二十二日(日曜日)委員鈴木安孝君辭任につき、その補欠として國伊能君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

○弁護士法案(衆議院提出)

午後零時三分開会

○衆議院(伊藤議長)ではこれより法務委員会を開きます。本日は弁護士法改正法律案を議題にいたします。罰則に引続質疑に入ります。質疑は

の程度において終局することに御異議

ありませんですか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○衆議院(伊藤議長)それでは質疑はこれを以て終局いたします。では直ちに討論に入ります。

○大野幸一君 本員より一部修正案を提出いたします。弁護士法案の一部を

大のよう修正する。

第五條第二号中「法務府事務官又は」

を「法務府事務官」に改め、「法務府研修所の教官の下に」又は衆議院法制局

若しくは参議院法制局の参事」を加え

る。この修正の趣旨は、衆議院法制局又は参議院法制局の参事にして、司法試験を受け及第したる者に資格を與えよとするものでありまして、丁度法務の事務官を一定年限なしした者と同

じ資格を附與せんとするものであります。第三十五条第三項を削る。

第五十四条中、見出に(会長の職務)

及びその身分等)あるのを(会長の職務)に改め、同條第二項を削る。」

この三十五条第三項を削り、第五十四条

中の改正の部分は三十五条第三項を削つた結果として、その身分(というも

のが必要でなくなつたために削るのであります。

○衆議院(伊藤議長)三十五条の第三

項を削つた結果、公務員といふ身分の表現が外れることになりますから、そ

れで五十四条中の身分の事項は修正す

るものであります。そして三十五条を

五十四条の二項において延用しております

ますから、延用の條項を外すことにな

りますから……。

○大野幸一君 只今委員長の説明の通

りであります。

○松井達夫君 只今の大野君の修正の動議に賛成いたします。

それから私からも修正案を提出いた

りますから……。

○大野幸一君 只今委員長の説明の通

りであります。

○衆議院(伊藤議長)それでは質疑は

これを以て終局いたします。では直ちに討論に入ります。

○大野幸一君 本員より一部修正案を

提出いたしました。弁護士法案の一部を

大のよう修正する。

第五條第二号中「法務府事務官又は」

を「法務府事務官」に改め、「法務府研

修所の教官の下に」又は衆議院法制局

若しくは参議院法制局の参事」を加えます。この修正の趣旨は、衆議院法制局又は参議院法制局の参事にして、司法試験を受け及第したる者に資格を與えよとするものでありまして、丁度法務の事務官を一定年限なしした者と同じ資格を附與せんとするものであります。第三十五条第三項を削る。この修正の趣旨は、伊藤議長にしてさうな卑劣なことをする者はないと想ひますけれども、ここに権利として與えられたといふことになります。何か弁護士に類似の必要な事実の調査及び証拠の蒐集に付つた結果として、その身分(というも)の必要でなくなつたために削るのであります。

集といふものか、権利として確立しようと、いう意味であります。二項の方は一項を新しく入れた関係で、一項が二項に代つたというわけであります。今まで、ここに権利として與えられたといふことになります。何か弁護士に類似の必要な事実の調査及び証拠の蒐集に付つた結果として、その身分(というも)の必要でなくなつたために削るのであります。

○衆議院(伊藤議長)只今松井委員の修正

に対しても私は松井委員の言われる趣旨は了解いたしますが、たゞされ裁判所

その他において事務慣習で因縁してお

るところ現状において、弁護士が権利として先程の調査及び証拠の蒐集を始

めることになり、これを裁判所等に向

つて質問し、又は弁護士によりまして

は、これを以て検察官の類似の行動と

するようなことになつては甚だ不安を

増すものがあると思いますが、この点は松井委員においてはその弊害を考えておられるのですか。

○松井達夫君 お答えいたしますが、

さような弊害がある場合には弁護士会

といしまして速かに懲戒権を発動するなり、又将来裁判所の規則制定権で若し必要なら規制を加え、規範を作る

ようなことも考えられると存じます

ので、そういう弊害はできるだけないよ

うにいたしたいと存じております。

○衆議院(伊藤議長)私は東京浅草に住んでおりまして、社会の裏面についても相

当目を光らしておりますが、防犯協会の役員の記章を持つ者が、これを利

用して警察官を威嚇するようなことが

し必要あるべき規定を置くを適当なり

と考える。」こういう趣旨で削りたいの

あります。併しながらこれは弁護士も、ここに権利として與えられたとい

うことになります。何か弁護士に類似の必要な事実の調査及び証拠の蒐集に付つた結果として、その身分(というも)の必要でなくなつたために削るのであります。

○衆議院(伊藤議長)松井君の動議に對して何か……。

○衆議院(伊藤議長)松井君の動議に對して何か……。

○衆議院(伊藤議長)只今は提案者に対する質疑回答なりと存じまして、松井君の質疑回答なりと存じまして、松井君の修正案提出の動議に私賛成の意を表します。

○衆議院(伊藤議長)只今は提案者に対する質疑回答なりと存じまして、松井君の修正案提出の動議に私賛成の意を表します。

○衆議院(伊藤議長)私は第三條の第二項を削るということに修正したいのですが、その理由は皆さんのお手許にあります。その理由は皆さんのお手許にお廻してして置きましたのに書いてお

ります。その理由は皆さんのお手許にありますから、その理由を読みます「弁護士及び税務代理士法においては、弁護士が弁理士又は税務代理士たり得べき

ことを規定しおれるが、主務官廳の監督規定及び懲戒等に関する規定を、弁

護士が当然弁理士及び税務代理士たる場合に如何に適用すべきかについて、

不明確なる所あり、むしろ弁理士法及

「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二に第十二条第二項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三に第十三条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第四に第十四条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第五に第十五条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第六に第十六条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第七に第十七条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第八に第十八条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第九に第十九条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十に第二十条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十一に第二十一条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十二に第二十二条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十三に第二十三条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十四に第二十四条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十五に第二十五条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十六に第二十六条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十七に第二十七条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十八に第二十八条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第十九に第二十九条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十に第三十条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十一に第三十一条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十二に第三十二条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十三に第三十三条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十四に第三十四条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十五に第三十五条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十六に第三十六条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十七に第三十七条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十八に第三十八条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第二十九に第三十九条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十に第四十条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十一に第四十一条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十二に第四十二条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十三に第四十三条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十四に第四十四条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十五に第四十五条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十六に第四十六条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十七に第四十七条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十八に第四十八条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第三十九に第四十九条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第四十に第五十条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第四十一に第五十一条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第四十二に第五十二条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第四十三に第五十三条第一項中

の「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は檢察官」に改める。こうじうで

意味でお願するのであります。

それから第四十四に第五十四条第一項中



く  
登録の際にいろいろと説明する。この正の動議を提出いたします。その趣旨  
いう方法で進むより外はない。」の

とに御異議ありませんですか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

で投票いたします。  
午後四時二十四分散会

災	害	地	区
昭和二十四年五月十三日山梨縣南都留郡谷村町に おこつた火災	山梨縣のうち 南都留郡のうち	谷村町	

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

五月二十二日本委員会に左の事件を付  
託された。  
一、難災都市借地借家臨時処理法第二  
十五條の二の災害及び同條の規定を  
適用する地区を定める法律案(案)  
(予備審査のための付託は五月二十  
日)

昭和二十四年六月十日印刷

昭和二十四年六月十一日發行